

藤井寺市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

本市では、経済観光課内にて地域就労支援センターを設け、就職困難者等の雇用に関して相談業務等を行っており、内容に応じて大阪府やハローワーク等の関係機関と連携し、相談者の問題解決に向け取り組んでおります。

緊急雇用対策事業に関しましては、大阪府等で実施している同事業の積極的な周知啓発に努め、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者の再就職支援を図っております。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

雇用状況の悪化の影響が大きいとされる若年者・高齢者・母子家庭の母・障害者・ホームレスの人等就職に対する支援が必要な方につきましては、本市就労支援室による雇用・労働に関する相談事業や、南河内北障害者就業・生活支援センターへの委託事業である月1回の障害者雇用相談を実施しており、あわせてハローワークから提供を受けた求人情報やキャリアアップのための職業訓練等の各種情報の提供等、必要な支援を行っております。

今後も大阪府や関係機関・本市福祉担当部局等と連携を図りながら、様々な就職阻害要因の解決と地域就労支援事業の充実に取り組んでまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

新しい法律等の市民への周知については、市広報紙やホームページをはじめ市内でのポスターの掲示等、周知啓発を行っております。今後も国・大阪府と連携し商工会や雇用開発協会の協力を得ながら、その趣旨が適切に遵守されるよう、市民・地元企業に理解と啓発を図ってまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

障害者・高齢者・母子家庭の母などの就労困難者の雇用促進と就労支援について、これまでの施策をより一層充実させることを目的として、全庁的・横断的にあらゆる施策を福祉的な視点で総点検するため、行政の福祉化検討プロジェクトを設置し検討を重ねてまいりました。

総合評価入札制度につきましては、落札価格の高騰を招く可能性もあり、現在の財政状況では導入することが困難な状況ではありますが、就労困難者の雇用に配慮した発注方法の検討や公務労働における就労促進、事業所への啓発、授産製品の積極的な活用、就労支援体制の充実など、就労困難層の雇用拡大への取り組みを今まで以上に進めてまいりたいと考えております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

本市の「ふじいでら女性プラン」では、男女が共にゆとりをもって働き続けるために、就業と家族的責任の両立支援や就業環境の整備推進、子育て環境の整備・充実に取り組んでおります。また、現行の「ふじいでら女性プラン」が平成22年度末をもって満了するにあたり、これらの問題についてさらに議論を深めるとともに、平成23年度からの後継計画に盛り込み、施策推進を図ってまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本市におきましても、特色ある地場産業や地元特産品・歴史的観光資源を有効に活用し、大阪府下や南河内地域による集積・連携のもと地域産業の発展に努めてまいります。今後は地域経済の活性化を図るため、特色ある新たな藤井寺ブランドの開発につきましても、藤井寺市商工会や観光協会・地元企業や大学等の協力を求めながら取り組んでまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市では、中小企業の資金繰り支援として、国のセーフティネットや大阪府制度融資等の申込受付を行うとともに、ホームページ等で当該融資の周知を行っております。

また、大阪府市町村連携型融資の藤井寺市小規模企業融資制度を設け、融資を利用する中小企業に対し、一定条件のもと市が信用保証料と利子を補給する支援を行っております。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市では中小・地場企業の支援として、商店街等を対象に共同施設設置及び販売促進事業の補助を行っております。今後とも商工会や各関係機関と協力し、地域の実情やニーズに沿った施策の展開に努めてまいります。

公共工事をはじめとする官公需発注につきましては、従来から地元中小企業保護育成の観点から市内業者の優先的発注に努めております。今後も、この方針に基づき市内業者の発注確保に努めてまいります。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライ

ン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業が抱える取引に関する問題については、今後も経済産業省や中小企業庁・大阪府等関係機関と連携しながら公正な取引の確立に向けた取り組みを行ってまいります。

また、本市としましては、市民や地元企業への同法の周知啓発を図り、藤井寺市商工会と協力して企業への指導に努めてまいります。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

本市では行財政改革推進にあたり「行政改革大綱」を策定し、分権型システムに対応した行財政システムを構築し、地域とともに「安心・安全と歴史を未来に引き継ぐまち藤井寺」の実現に向け、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保を掲げ、重点項目を列挙しております。同時にこれに基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため「集中改革プラン」を策定し、行政改革の着実な実行に努めています。

また、少子高齢化の進展や昨今の不況等により市の財政状況が悪化したことに伴い、平成20年度に「財政健全化に向けて(財政健全化プログラム)」を策定しました。現在全職員一丸となり、危機的状況を脱却し持続可能な行財政運営の実現に努めております。平成20年度決算では赤字額を縮小し、早期財政健全化団体に陥ることを一定回避できたと言えるまで回復することができましたが、税収の落ち込みや地方分権の進展に伴い、まだまだ予断を許さない状況であることを認識し、一層の努力をしていく所存です。

本市では、説明責任を果たすことと市政の透明性の確保に努めるため、すべての各種計画について積極的に市民に公表しております。

今後も要請内容のとおり、具体的な取り組み施策や目標を示し、情報公開しながら、様々な施策の具現化に向け取り組んでまいります。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

現在本市においては、市民の声や思いを市政に反映させていくことを市政運営の基本的な考え方として、市民本位の市政を積極的に進めております。そうしたことから、市政運営には市民や地域の方々などとの連携（協働）は必要不可欠なものであると考えており、各種行政計画策定前でのパブリックコメント制度の導入、各種委員会やまちづくりに係るワークショップの開催など、多くの分野において市民の方々などの参加を得ながら市政運営を進めております。今後も引き続き、様々な分野において市民の方々やNPO団体などとの連携方を模索しながら、より良いまちづくりに努めてまいります。

また、市民本位の市政推進の一環として、市長が直接地域に出向き市民の方々のご意見をお伺いし市政運営に役立てていくということを目的に、平成19年度から20年度にかけて、「地域住民との地区懇談会」を開催いたしました。さらに今年度より新たに市政アンケート調査を実施しております。このような取り組みを通じて、市民や地域の方々などの意見を市政に反映させていけるよう、政策反映方法等に創意工夫を加えていきながら、市民本位の市政運営を展開してまいりたいと考えております。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

(回答)

大阪版地方分権改革ビジョンに基づく「権限移譲実施計画(案)」については、本市では対象75事務のうち55事務を受け入れるものです。

(3) - 大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

本市では地域特性を踏まえ、市民生活の向上につながる事務については、主体的に地域の特性を生かした独自のまちづくりの推進を図ることができるように、積極的に移譲を受け入れてまいります。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

本市では、大阪府のみならず近隣自治体との協議を重ねながら受入事務についての検討を行ってまいりました。今後は、財政的・人的支援を府に求めていくと同時に、効率的な人員の配置や組織機構の見直しを図ってまいります。また、府及び近隣市町村と引き続き協議を続けながら、事務が効率的に運用できるようにしてまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方財政を取り巻く厳しい環境のなかで、住民に一番近く、ニーズを把握している市町村が自由裁量により行政サービスを提供できるようにする必要があり、その実現のためにも地方分権・地域主権の推進による安定的な行財政基盤を早期に確立する必要があることから、国庫補助負担金の廃止と一般財源化を進めつつ、所得税や消費税等についても国から地方へさらなる税源移譲を推進し、国税と地方税との税収割合の是正、特に市町村の税財源の充実を強化するよう国・府に対して要望しています。

また、福祉・医療経費等の増加に伴い、地方独自の財源が不足し地方の実情に即した行財政運営を行うことが極めて困難になってきているため、国における財源補填の明確化、地方交付税の総額の確保を国・府に対して要望しています。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価の目的は、要請のとおり、限られた予算の有効活用と政策(施策)の優先順位や達成度合いの客観的度合いを分かりやすく評価することです。

本市では行政評価を導入していない状況ですが、現在、財政非常事態を受けまして、市民や議会の皆様のご協力のもと、財政の健全化に向けて全力を挙げて取り組んでいるところです。

これは、「総合計画」に記載されております市の将来像である「安全・安心と歴史を未来に引き継ぐまち藤井寺」の実現をめざすために、まずは、赤字となっている実質収支の黒字化を図り、将来的に収支バランスのとれた自立的で持続可能な財政運営を確立する必要があるためです。

行政評価の導入につきましては、政策を評価することのみの制度に陥ることを避け、予算反映にも有効に使えるような仕組みとして機能するように制度設計していかなければならないと考えております。また、市民にとって有益で分かりやすいものとするよう様々な角度から研究し、今後、財政健全化が一定の目標を達成できるよう引き続き全力で取り組みながら、行政評価につ

いても一定の方向性を出せるよう前向きに検討していく所存です。

その際、まず制度として有効に機能することに主眼を置きたいと考えますが、その手法の一つとして、外部評価も考慮に入れながら検討してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療連携体制につきましては、南河内保健医療協議会での議論により、病院や消防など関係機関の協力を得ながら、専門診療科別に曜日ごとに当番病院を定めるなど、南河内圏域の二次救急体制の整備を図っております。

地域における中核的な医療機関としての役割を担っている市民病院においては、今後とも周辺医療機関との連携を図りながら、安心して受診していただける病院づくりを進め、医師や医療スタッフの確保などサービス面の向上にも努めてまいります。

また、現在、病院施設の改修工事を実施しており、療養環境の向上や診療機能の充実とあわせ、職員の執務環境の整備にも取り組んでおります。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

平成21年4月の介護報酬改定に伴い、介護職員等の一定の処遇改善が図られたところですが、それに加え国から「介護職員処遇改善交付金」が支給され、平成21年10月から2年半、介護職員等の賃金改善が行われているところです。時限措置であるため、3年後の措置について、交付金を継続して支給されるよう国に対して要望を行っております。

また、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」についても、介護保険事業の保険給付費に活用することにより、引き続き介護従事者の処遇改善を図ってまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、本市では障害者(児)の方々が日中安心して活動していただける場の提供を、市民総合会館別館3階部分で実施します。この事業の開始により、介護者の介護負担の軽減や障害児を持つ親の就労支援にもつながると考えております。また、施設に入所されている障害者の一時帰宅を支援するための移動支援も実施しております。このように地域生活支援事業の必須事業を含め、市の独自事業においても利用される障害者(児)の方々が望まれるサービス提供基盤の充実を図っております。

また、利用者負担についても本法の動向を注視し利用者の方々に大きな負担にならないよう努めます。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

本市就労支援室では雇用・労働に関する様々な相談業務等を行っており、内容に応じて大阪府や大阪労働局等の関係機関と連携し、相談者の問題解決に向け取り組んでおります。中小企業者への支援については、各労働機関が実施するメンタルヘルス対策事業の啓発に努めるなど、今後とも国・大阪府と連携し商工会や雇用開発協会の協力を得ながら施策の充実を図ってまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

多様化する就労形態や保育ニーズに対応した制度の充実については、平成22年度から延長保育事業実施箇所を5ヶ所から6ヶ所に増やします。また80名定員の保育所を90名定員に変更して待機児解消に努めます。

家庭や地域の子育て支援といたしましては、新たに「つどいの広場」事業を1ヶ所増やす予定でございます。また、保育士が訪問し育児相談や家庭生活の援助を行う「養育支援訪問事業」を予定しております。

このほかに、子どもの遊び場として保育所で実施している「園庭開放」の実施回数を月2回から回数を増やして実施する予定です。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

本事業により、子どもたちへの安全確保と地域とのつながりも考慮し、この事業の有効性は大いに評価しております。つきましては、交付金が廃止された後の警備員等の配置につきましては、本市財政当局と十分協議のうえ、できる限り前向きに検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

35人学級編制につきましては、小学校1・2年生において府の基準に基づき実施しております。

また、子どもたちが「生きる力」を身につけ社会人・職業人として自立していくことができるよう望ましい勤労観・職業観を育てるために、小学校段階から学校・家庭・地域の連携のもと、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を行うことは非常に重要であると考えております。

小学校段階では、進路の探索・選択に係る基盤形成の時期で、「人と関わる力」や「様々な情報を選択・活用する力」「夢や希望をもち、将来を考える力」等の育成をめざして指導を行っております。中学校段階では、自分の将来に対する目的意識をもつことができるよう、1年時から各教科での学習や職業に関する聞き取り等を系統的・継続的に行っております。2年生では3日間の職業体験学習を実施し、その体験を通して自らの意志と責任で進路を選択する能力・態度を身につけ、3年生の進路決定につながる指導を行っております。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

小・中学校児童生徒就学援助費の国庫補助は、平成17年度から要保護児童生徒分のみとなり、教育委員会の認定する準要保護児童生徒に係る援助費及び奨学金（高校への入学準備金）については、すべての経費が市財源での執行となっております。また認定希望者数も年々増加しておりますことから、財源の確保に困難を要してきております。

平成22年度においても、保護者負担の軽減を図るべく、給付内容も現行を維持しつつ努力してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、市役所関係課、学校、保健所、支援学校、消防・警察署、医師会等構成実施機関で構成される「要保護児童等対策地域協議会」を設置しており、要保護児童に対する情報を共有し対応しております。また関係機関の連携を密にすることで、早期発見・対応を図ってまいります。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

本市では、配偶者からの暴力等に関する相談は、「人権悩みの相談室」で対応しています。「ふじいでら女性プラン」の後継計画では、女性に対するあらゆる暴力の排除の施策をより一層推進していくことを明確にしてまいりたいと考えております。また、配偶者からの暴力が人権侵害であるとの周知啓発に努め、DV被害者の保護と支援についてもさらに取り組みを進めてまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市では、平成13年2月に男女共同参画のための藤井寺市行動計画「ふじいでら女性プラン」を策定し、平成22年度末までの10ヶ年計画となっております。平成23年度からの後継計画につきましては、市民・企業・団体等とともに男女が自立したひとりの人間として共同し豊かに暮らす社会の実現をめざして、平成22年度末に策定する予定です。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

地球温暖化防止対策として、本市では市のすべての事務及び事業から発生する温室効果ガスを把握し、目標を設定し、削減に努めております。

一方、国の目標として、2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減する目標を掲げておりますが、本市といたしましても国・府と連携を保ちながら実効性のある取り組みについて十分考慮してまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本市では、資源ごみの徹底した分別収集を促進し、ごみの減量化を図っております。また、分別収集した資源ごみの売却代金の80%を地区に還元しており、各地区においては、この還元金をごみ収集所の清掃用具やカラス・猫防護ネット等の購入費に充当しているところです。今後とも、市民とともに3Rの取り組みを推進してまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

本市では、大規模災害に備えて市内各小・中学校のほか公共施設19施設を避難場所に指定しており、これら避難場所で使用する毛布・食料・資機材等を市内6ヶ所に設けた備蓄倉庫に保管するとともに、公共下水道の供給開始に伴い不要となった浄化槽を「非常用トイレ」として再整備しております。これらの施設・物資は、年1回職員の訓練を兼ねて避難所開設訓練とともに点検訓練を実施し、定期的に補充や入れ替えを行っております。

さらに、「自助・共助・公助」を基本に自主防災組織の育成に努め、自主防災組織単位や区長会が中心となった小学校区の地区での防災訓練が毎年実施されています。本市においても市民参加型の防災訓練を平成22年度も実施予定しております。

また、平常時から地域の避難場所を確認していただけるよう避難所標示板や誘導標示板を設置しておりますが、破損や老朽化したものもありますので、引き続き修繕や増設に努めてまいりたいと考えております。

河川として位置付けされているものにつきましては準用河川西水川がありますが、すでに全線改修済みとなっております。なお、浸水対策といたしましては、市域の中央部では昭和56年度から実施してまいりました王水川分水路改修事業が平成21年5月に完成し、今後、王水川水系の浸水被害が大きく軽減されるものと考えております。さらに公共下水道の雨水整備では、市域東部の京樋雨水幹線及び市域西部の西水路雨水幹線の整備を引き続き推進し、浸水被害の解消に努めてまいります。

今後も引き続き、災害対策の充実に取り組んでまいります。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

公立学校の耐震化率の向上には、耐震診断・耐震設計・耐震補強工事という手順を踏む必要があり、速やかな実施に向け平成21年度においても補正予算での執行を図りながら、新年度においても順次実施してまいります。

また、地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防止し人命や財産を保護するため、建築物の耐震診断などにかかる費用の補助制度を国土交通省・大阪府と連携して周知するとともに、住宅や特定建築物の耐震診断の促進を図っております。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下

校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市においては、地域コミュニティを重視した活動団体として防犯委員会を組織しており、防犯思想の普及及び防犯活動を積極的に展開し、「犯罪のない明るいまち藤井寺市」の実現に寄与することを目的として、夏の夜間巡視活動及び各種行事における巡視や警備活動、歳末の警戒警備活動など、様々な事業を実施し地区ぐるみで防犯活動に努めております。

また、羽曳野警察署管内防犯協議会において街頭キャンペーン等の事業を実施することで、藤井寺市・羽曳野市の住民と大阪府警が互いに深い理解と協力のもとに犯罪のない明るいまちの実現をめざしています。さらに通行人がひったくり等の事件に巻き込まれた場合に警察にいち早く通報できるスーパー防犯灯を藤井寺駅前に設置しており、犯罪抑止の効果も期待しているところです。

加えて本市では防犯カメラ設置を行う地区に対して設置費用の一部を助成しており、平成21年度においては、市の助成では1地区、国からの補助により地域活性化経済危機対策臨時交付金として4地区、また大阪府から街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金の助成により2地区、合計7地区に対して防犯カメラを設置することができました。これらを活用し本市におけるひったくりなどの街頭犯罪や侵入盗犯罪などの抑制を図り、犯罪のない安全な環境づくりを推進しています。

子どもの安全対策につきましては、現在、各小学校区で「安全みまもり隊」をはじめ、区長会・防犯委員・民生委員・児童委員・更生保護女性会・青少年指導員・地域協力者等のボランティアやPTAの方々の協力のもと、児童の登下校時の安全監視・見回り等を実施しています。また本市においても青色防犯パトロールを実施し、子どもの安全確保をめざしております。さらに各学校におきましては「こども110番の家」を安全指導の際に説明したり、新1年生全員に対して防犯ブザーを配布したりと、子どもを地域で見守る体制づくりに努めております。また子どもたちの危機回避能力の育成をめざしてCAP教室を開き、子どもたちが自分の命を守るための行動の大切さを学ぶ力を育成しております。平成22年度からは市の事業としてスクールガードリーダー活用事業を展開し、登下校時に市内を巡回するとともに、各小学校区の「安全みまもり隊」の活動に対する助言を行っていく予定です。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

バリアフリー化におきましては、平成15年に藤井寺駅周辺地区、平成18年に土師ノ里駅・道明寺駅周辺地区の交通バリアフリー基本構想を策定し取り組んでおります。

道路交通網の改善としまして、現在、市道「林梅が園線整備事業」に取り組み、渋滞の緩和や歩道整備による自動車・歩行者の分離を目的に交通網の整備を進めております。

公共交通機関利用促進のため、広報・ホームページへの掲載などを利用しPRの実施も進めてまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

就職差別やセクハラ・パワハラなどの職場における人権問題をはじめ、様々な人権侵害に対する救済のための法的措置につきましては、大阪府市長会を通じて国へ要望しておりますが、今後とも早期の実現をめざし働きかけてまいります。また心豊かで一人ひとりが大切にされるまちの実現に向け、市民の皆様への人権啓発活動につきましても、本市の人権のまちづくり協会との協働により積極的に進めてまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

平和施策につきましては、本市の人権のまちづくり協会とともに例年8月に平和展を開催しており、子どもたちにも戦争の悲惨さと平和の尊さを感じてもらえるようなテーマを設定し、展示内容に工夫をしながら実施しております。今後ともさらに充実したものとなるよう取り組んでまいります。